

議事（１）福岡市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領について

福岡市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領（案）

（趣旨）

第１条 この要領は、福岡市文化財保護審議会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる場合について審議を非公開とする。

（１）文化財の保存及び活用に関する重要事項に関する議題について、個人情報が含まれている場合

（２）その他会長が公開を不適当と認めた場合

２ 議題を非公開とする場合の決定は、会長が行う。なお、非公開の決定にあたり、会長は必要に応じ各委員の意見を求めることができる。

（会議開催の周知）

第３条 福岡市経済観光文化局文化財活用部文化財活用課（以下「文化財活用課」という。）は、会議開催に当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、会議を開催する日の１週間前までに、次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

（１）市ホームページへの掲載

（２）その他

（傍聴人の定員）

第４条 傍聴人の定員は１０名以内とし、開催場所等を踏まえ、会長が決定する。ただし、会長が認める場合は、増減員することができる。

（傍聴の受付）

第５条 傍聴の受付は、会議の当日、会議開始の３０分前から１５分前までに行う。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。

（傍聴することができない者）

第６条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（１）酒気を帯びていると認められる者

（２）凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者

（３）はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者

（４）その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲食又は喫煙しないこと
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
- (5) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

2 写真撮影、録画、録音、配信等については原則認めない。事前に文化財活用課に申し出を行い会長が適当と認めた場合、会議の冒頭のみ行うことができる。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

2 第2条に基づき、会議を公開しないこととしたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

（会議要旨の作成及び閲覧）

第9条 文化財活用課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨を作成するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時・場所
- (3) 出席者
- (4) 議事・報告
- (5) 公開・非公開の別（非公開部分がある場合は、その理由）
- (6) 傍聴人の人数
- (7) 会議資料（非公開部分がある場合は、その理由）
- (8) 審議の状況

2 会議要旨は、会長の指名した委員2名が署名する。

3 文化財活用課は、作成した会議要旨を、福岡市のホームページに掲載し、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

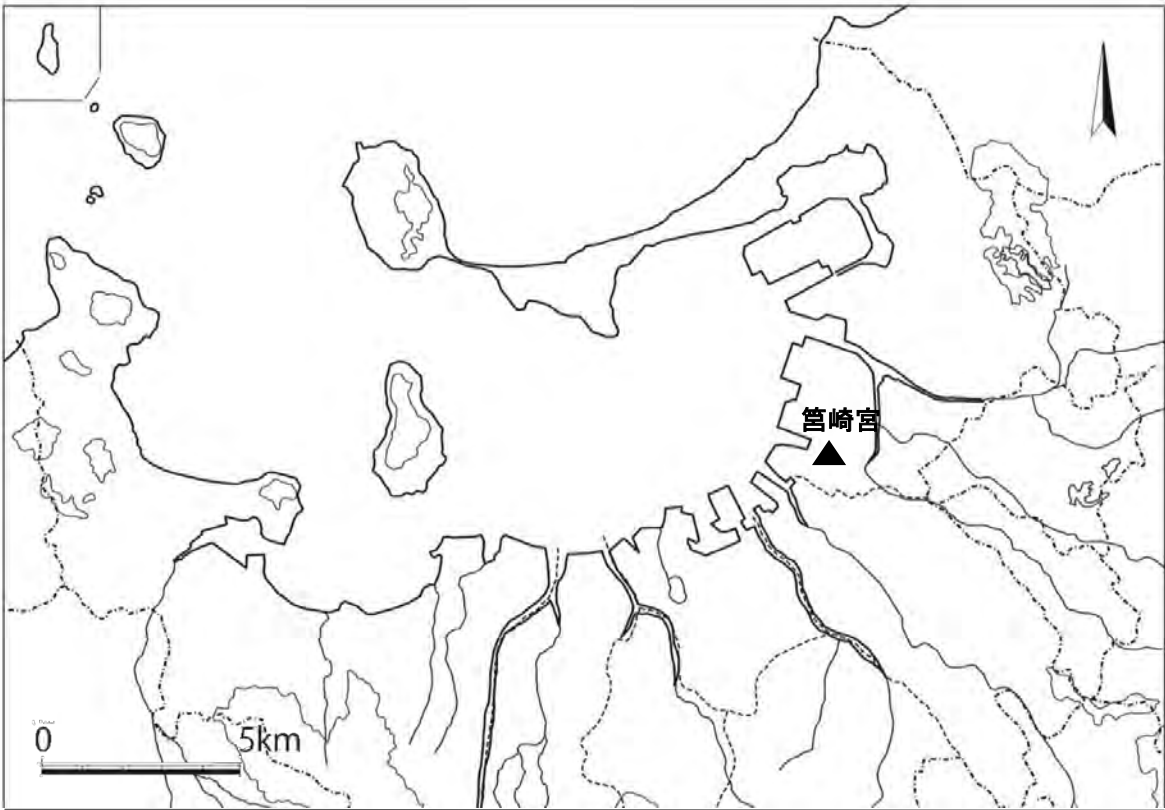
附則

この要領は、令和●年●月●日から施行する。

指定文化財候補及び位置図

指定候補文化財の所在地…▲

種別	名 称	員数	所在地	保護団体
無形民俗 文化財	筥崎宮玉せせり行事	1件	福岡市東区 箱崎一丁目22-1	筥崎宮玉せせり行事 保存会



筥崎宮玉せせり行事

区 分	民俗文化財
種 別	無形民俗文化財
名称及び員数	筥崎宮玉せせり行事
所 在 地	福岡市東区箱崎一丁目22-1
保護団体	筥崎宮玉せせり行事保存会
概 要	1 概要 筥崎宮玉せせり行事は、福岡市東区の筥崎宮で毎年1月3日に行われる年頭の恒例行事である。筥崎宮一の鳥居から 200 メートルほど北に位置する同末社・玉取恵比須神社に、玉洗いの儀式を済ませた陽珠と陰珠の2つの木玉が運ばれた後、競り子と呼ばれる氏子たちが、陽珠に群がり、奪い合うように筥崎宮楼門までの道を進み、回廊内の神職に玉を納める。これを納めた競り子の属する地域は、その年の豊饒に恵まれるという。 2 筥崎宮の創建、行事の起源、玉の由来 筥崎宮の創建は、延長元(923)年に穂波郡の大分八幡宮より八幡神を遷座したことに始まるとされる。現在の氏子域は箱崎、筥松、馬出、千代、吉塚、東吉塚の6校区と広大で、隔年で行われる神幸祭では、これらの地域を神幸行列がめぐる。 玉せせり行事の起源を明確に示す史料はないが、『筑前国続風土記』には「正月三日玉取の祭といふ事あり。〈那珂郡東堅糟村に玉田といふ田の字あり。是箱ノ崎の神領なりし時、玉取祭の料なりし所とかや。〉是は八幡宮祭の市始とて、夷社の所より、木珠の径尺余なるを箱崎、馬出、両村の土民ともより集りて取出し、油をぬりて、それより本社の手殿まで行て、道すから争ひとる事あり。是を取得たる年は、其村の田穀のなりはひ豊饒なりとて、両村の者共争ひぬるさまいとをかし。此祭今に至て絶す。」と記されており、江戸時代中期以前にはすでに本行事が行われていたことが確認できる。 行事の起源については、明治 36(1903)年に記された「官幣中社筥崎宮御由緒調書」の中に、元々神職が石で作っていた「ささやかなる玉」を頂けば、その年の悪事災難から逃れられるという評判が広がり、我先に頂こうと揉み合ううちに神職が玉を落とし、それを拾おうと競い合ったのが始まりとする記述が見られる。 また、玉そのものの由緒に関しては、いくつかの類話が見られるものの「その大要は、むかし博多の人が海から流れ来た二つの木の玉を手に入れ、一方を筥崎宮に奉納し、もう一方を博多で祀った」(福岡市史編集委員会 2012: 26)というものである。これが「海から流れ来た二つの木の玉」であるところに、海を漂い、沿岸に辿り着くと考えられてきた寄神として、また夫婦神としての恵比須神信仰に重なる心象を見ることができる。 3 行事の現状 玉せせりの準備は、12 月に関係者が集まる会議から始まる。本行事は筥崎宮の祭礼と位置付けられているが、玉取恵比須神社での祭典以降は同社の奉賛会が主体を担っている。

奉賛会は、管崎宮の氏子域である箱崎校区のうち馬場町、宮前町に居住する氏子で構成され、玉取恵比須神社の清掃や神事の準備、力水（勢い水）の準備、参加者への声掛けなどを行う。年末には、玉取恵比須神社の大掃除を行い、来たる玉せせりに備える。

玉せせり当日の1月3日は、朝から玉取恵比須神社で参拝者を迎える準備が行われる。参拝者に配布される福笹の準備もこの時に行っている。奉賛会の人々は管崎宮で育てている笹を玉取恵比須神社まで運び、神社向かいの戸次染物店で福笹に整える。玉取恵比須神社には午前中から断続的に参拝者が訪れ、奉賛会の人々が神酒や福汁を振る舞い、福笹を渡す。なお、管崎宮では朝から玉洗式の準備が行われている。

玉洗式は午後1時に始まる。以前は特設の舞台が設けられていたが、現在は絵馬殿で行われている。

同時刻、玉取恵比須神社には締め込み姿の男児と、それを支える大人たちが集まり始める。子供たちは「ワッショイ」という掛け声をかけながら行事の開始を待ち、力水を浴びるたび大きな歓声が上がる。

玉洗式では、修祓の後、玉に深い縁があるとされる一木^{いちき}、山口の両家（現在は神職が代行）が陰陽2つの玉を藁^{わら}の束^{たわし}で洗った後に、菜種油を注ぎかけ、半紙で拭き上げる。その後、玉は専用の玉櫃に納められ、運搬役の宰領が受け取ると、神職、一木、山口両家、宰領、参列者の順に一の鳥居を出て玉取恵比須神社へと移動する。

玉取恵比須神社に行列が到着すると、すぐに玉櫃が開かれ祭典が始まる。祭典終了後、陽珠は神職、一木、山口両家、世話人、宰領、総代の手を経て、子供たちと共に社前で待つ総取締へと手渡される。総取締は氏子から選ばれた玉せせりの進行全体を差配する役職である。総取締に玉が渡ると、神事に出席していた役員が「祝いめでた」を唱和し、陽珠は社前の子供たちへと渡される。なお、一方の陰珠はふたたび管崎宮へと戻される。

ここから子供の玉せせりが始まる。子供たちは大人に肩車をされて競り合い、玉を受けると頭上に掲げる。周囲からは力水が浴びせられ、子供たちの身体から湯気があがる。玉が管崎宮横交差点まで到達すると、子供の玉せせりは終了し、玉は宰領の手を経て、大人の競り子に渡される。

肩車された大人の競り子は、周りの競り子たちに支えられ、「オイサー、オイサー」という掛け声のもと、次々に玉を競り、奪い取った玉を頭上に突き上げる仕草をする。経路には警護の消防分団員が待機し、沿道からは力水が掛けられる。また沿道両側には、正月の参拝客が陣取り、玉せせりを一目見ようと列をなしている。

一の鳥居から管崎宮境内に入った競り子の集団は、一層の熱を帯び、楼門前に至ると、玉は待ち構える奉納役の競り子たちの手に渡る。玉の上げ手が楼門の穴から玉を回廊に差し入れると玉せせりは終わる。周囲からは大きな歓声があがり、楼門を背にして奉納役の競り子たちが横一列に並び、玉の上げ手の発声で「祝いめでた」が唱和される。競り子たちは唱和を終えると、散り散りにそれぞれの地域へと帰っていく。

回廊内に納められた陽珠は、拝殿内で待ちかまえる祭典委員、神職などの手を経て、本殿の宮司に渡され、すぐに神前に納められる。そして雅楽が奏される中、納祭が行われる。一連の行事が終了すると、玉取恵比須神社の奉賛会の人々は、直会を行う。

4 「玉せせり」の呼称

玉せせり行事は、管崎宮の公式名称としては「玉取祭^{たまとりさい}」であり、「玉せせり」という名は通称である。実際に『筑前国続風土記』や『筑前歳時図記』などには「玉取」という名で記述されている。一方で、玉せせりを題材とした禅画を多数

残している仙厓義梵は「玉せせり」と記していることから、この呼称も江戸時代後期には、一般的であったものと考えられる。

「せせる」という動詞は、古語「^{せせ}る」に由来する福岡方言「せせる」と同語と考えられる。これは「いじる」や「つつく」などの意味を持ち、玉せせり行事において神威を持つと考えられている玉に触れることで幸いを取り込もうとする氏子たちの心象が投影された呼称であろう。

また「せせる」に「競る」という漢字を当てる用法がある。これは明治23年以降の新聞記事等で度々見られるようになることから、メディアを通じて流通した用法と言えよう。

5 玉せせり行事の初見と行事の変遷

今回の指定に際した調査の限り、本行事の史料上の初見は『筑前国続風土記』(1709)であるといえる。同書の記述からは、祭の催行日や油を塗って玉を競る様子など、江戸時代中期における行事の要素が、概ね現在と違いがないことがわかる。

行事の変遷については、断続的ではあるが史料によって辿ることが可能である。特に明治期の新聞記事には、玉を自分の町内に引き入れようとして、行事にかかる時間が今よりも長かったことが記されており、玉せせり行事が単に筥崎宮への奉納のみに力点を置いていたわけではないことを物語る。

時代によって玉の経路変化や参加者数の増減などは見られるが、玉せせり行事は戦時下においても休止することなく現在に至るまで続けられてきた。

6 博多湾・玄海灘沿岸における玉せせりの広がり

福岡市内では、廃絶したところを含め、箱崎のほか弘・博多・伊崎・黒門・姪浜・今宿で玉せせり行事の存在が確認できる。このうち伊崎と今宿については現行の行事である。市外においては新宮町・福津市のほか、宇美町（廃絶）で同様の行事が行われてきた。

いずれも博多湾ないし玄界灘沿岸部に集中する特異な分布を表すことから、この地域の恵比須神信仰と深く関連した民間信仰の特色を端的に示す事例として評価することができよう。

また、分布をもとに行事の担い手の行動に注目すれば、筥崎宮の玉せせりのような争奪や奉納に力点が置かれたものは比較的少なく、主として子供たちによって玉が集落の家々をめぐるかたちをとることが多い。そもそも玉せせりは年初にあたり新たな神霊を家や町に迎えることを第一義としていた可能性がある。

7 指定理由

玉せせり行事は、筥崎宮において江戸時代中期以前には既に行われていたことが確認でき、300年以上の歴史を持つ。これは寄神としての恵比須神信仰を基盤に、博多湾を中心とする玄界灘沿岸において独特の形式で発達した行事であるとみられ、地域的な民間信仰の特色を顕著に示す文化的価値を有する。

現在、福岡市域では中央区伊崎と西区今宿において同系の行事が行われており、かつては東区弘のほか、博多でも多くの町内で行われていたことが知られる。筥崎宮玉せせり行事は、それらの行事と共通する神迎的性格を持つ一方、箱崎（岡側・浜側）、馬出という2地域から競り子が参加するという、他とは異なる地域的特色を背景に、争奪の要素を併せ持つものへと独自の発展を遂げたとみられる。その形式は行事の祭礼化をもたらし、その規模、知名度を高めた。すなわち、筥崎宮玉せせり行事は、玉せせり行事の持つ性格の広がりを

	示す重要な事例として位置づけられよう。 なお本行事は、社会基盤の変容に伴う担い手の生業の変化や、宮崎宮の氏子域の拡大等、催行条件が大きく変化しつつも、行事の運営主体に氏子が深く関わり続け、地域住民の結びつきにもつながっている。 その一方で、本市内での年頭の恒例行事でありながら、これまで文化財的な保護措置が取られておらず、コロナ禍による行事の休止期間を経て参加者数の減少が続くなど、継承に課題を抱えており、今後の活性化のためにも早急な保護措置が必要と考えられる。 以上の理由により、指定するものである。 【参考文献】 福岡市史編集委員会『新修福岡市史 民俗編一』福岡市、2012年
--	---

【行事の流れ】



1. 関係者会議



2. 玉取恵比須神社の大掃除



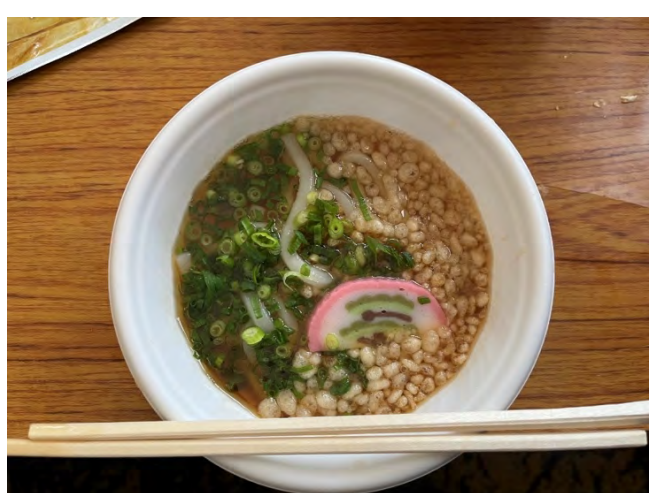
3. 玉取恵比須神社前での福世の準備



4. 玉洗式の準備



5. 参拝者へ対応する奉賛会の人



6. 福汁



7. 福笹、お札、福汁券



8. 玉洗式の舞台



9. 一木、山口家による玉洗い



10. 宰領によって運ばれる2つの玉



11. 玉取恵比須神社での祭典



12. 祭典の終了を待つ総取締と子供の競り子たち



13. 祭典の終了後、宮崎宮へ運ばれる陰珠



14. 子供たちによる玉せせり



15. 大人たちによる玉せせり



16. 楼門前の玉の上げ手



17. 玉が納まるのを待つ役員たち



18. 納祭



19. 直会中の奉賛会の人々



20. 玉の上げ手による挨拶

正月三日玉取の祭といふ事あり。
那珂郡東堅糟村に玉田といふ田の字あり。是箱崎の神領なりし時、玉取祭の料なりし所とかや。

是は八幡宮祭の市始とて、夷社の所より、木珠の徑尺餘なるを箱崎、馬出、両村の土民ともより集りて取出し、油をぬりて、それより本社の拜殿まで行て、道すから争ひとる事あり。是を取得たる年は、其村の田穀のなりはひ豊饒なりとて、両村の者共争ひぬるさまいとをかし。此祭今に至て絶す。

『筑前国続風土記』（一七〇三）

（貝原益軒編著・伊東尾四郎校訂、文献出版、二〇〇一）

社説に相伝ふるに、正月三日宮崎宮の拝殿にて神職石にて作れるさゝやかなる玉をさゝけ持るを、人々寄集ひて頂きたるとかや、さるを誰いふとなく彼の玉を戴けばその年の悪事災難を遁れ運強くいとめてたしなといひて、としことに集ひくる人数殖へ果ては神前に供へたるを参詣の人々に授けんとするを、我先にいたゝかんと推合ひもみ合ふ内に神職のもてる玉落ければ、おのゝゝ時に是を拾はんと競ひたる、されと衣服を着たる儘にては進退自由ならされは裸体になりて競ひ取合ひしより起りしよし

「官幣中社宮崎宮御由緒調書」（一九〇三）（宮崎宮所蔵）

（福岡市史編集委員会編、『新修 福岡市史 民俗編一 春夏秋冬・起居往来』、福岡市、二〇一二）

箱崎側に伝わる由来

俗説にむかし博多の商人信心厚くして当社に参詣怠ることなからしか、或時御前の浜辺に下り、潮井をとらむとしけるか海中に丸き物二ツあり、不測に思ひ暫守り居ける所に渚近く漂ひ来けるをすかさすかさすつき上しか木珠なり、彼商人おもへらく、木にもあれ石にもあれ宝珠の形備はりしハ我か為に天よりの賜物ならむと歎喜の思ひをなし、やかて本社に詣て一珠を神納せり今の木珠、これなり、一珠ハ己か家に持帰りて新に恵比須の神祠を立て、珠をも納め置て崇敬怠ること無かりしか、此一珠も其後箱崎に奉納なせしとなり、夫故今に二ツの木珠箱崎宮に有之

「箱崎社鑑」(一七四四)

(福岡市史編集委員会編、『新修 福岡市史 資料編 近世3 町と寺社』、福岡市、二〇一八)

博多側からみた由来

「博多洲崎町上の呼子屋与平家に伝わる記録として紹介」

原田門種明應三年甲寅正月元日卯刻。箱崎宮へ参詣致。潮井濱へ打出なめし処に。不思議なる光明かく／＼として海上より浮き来るを暫く相待居申候処。無程御玉一對寄セ來ルヲ拾取 宿所ニ帰り暫ク留置候処。様々之事有之候間、其後明應八年未年箱崎宮へ神納仕候事

女玉櫛田宮納仕候事

『筑前国続風土記拾遺』

(青柳種信編著・福岡古文書を読む会校訂、文献出版、一九九三)

博多側からみた由来

博多洲崎町に七軒の間屋有、諸国より商売船来しに或時呼子浦の商船来りしか、海上にて木の玉二ツ流るゝ有、是を取来り七軒の間屋に遺す、問屋中相はかりて俗家ニ置へき物にあらずとて、一ツを箱崎八幡宮に奉納し、今一ツを神屋宗湛に送りける、宗湛受取置候に其夜内鳴動し光物有、宗湛驚て翌日間屋中を呼て是を返す、問屋中社人を招きて玉を恵比須社に納む、(中略) 右二ツの玉一ツハ箱崎宮に納毎年正月三日玉取の神事有り、今一ツ博多に御座候玉ハ七軒の間屋一年替りに預り居申候、是も正月三日玉取の祭いたし玉を問屋毎年請取渡しに餅の不入雑煮具ハ博多雑煮品々又山の芋の大きなるを塩煮して上に亀の足のこつく竹串を長一尺二寸にして赤紙にて巻上にしへ付申候七本立る也、御酒を右ノ玉に備へ申候、又キチャウ申ハ木にて鍬の如く拵長サ三尺六寸にして二本兩人持候て玉渡し受取申候他より人を入不申候、問屋計勤来候

「博多記」(一七三三頃)

(福岡市史編集委員会編、『新修 福岡市史 民俗編一 春夏秋冬・起居往来』、福岡市、二〇一二)

福岡市文化財指定同意書

資料 4

令和 7 年 1 月 20 日

福岡市教育委員会 殿

住 所 福岡県福岡市東区箱崎一丁目 2 2-1

箱崎宮玉せせり行事保存会

氏 名

福岡市文化財保護条例第 4 条に基づき、下記文化財の指定について同意します。

区 分	記 載 事 項
区 分 及 び 種 別	民俗文化財（無形民俗）
名 称 及 び 員 数	箱崎宮玉せせり行事
所 在 地	福岡県福岡市東区箱崎一丁目 2 2-1
保 護 団 体	箱崎宮玉せせり行事保存会
現 状	箱崎宮玉せせり行事は、福岡市東区の箱崎宮で毎年 1 月 3 日に行われる年頭の恒例行事である。箱崎宮一の鳥居から 200メートルほど北に位置する同末社・玉取恵比須神社に、玉洗いの儀式を済ませた陽珠と陰珠の 2 つの木玉が運ばれた後、競り子と呼ばれる氏子たちが、陽珠に群がり、奪い合うように箱崎宮楼門までの道を進み、回廊内の神職に玉を納める。これを納めた競り子の属す地域は、その年の豊饒に恵まれるという。
由 来 ・ 徴 証 者 伝 説 ・ 作 者 伝 来 等	玉せせり行事の起源を明確に示す史料はないが、『筑前国続風土記』には「正月三日玉取の祭といふ事あり。〈那珂郡東堅糟村に玉田といふ田の字あり。是箱／崎の神領なりし時、玉取祭の料なりし所とかや。〉是は八幡宮祭の市始とて、夷社の所より、木珠の径尺余なるを箱崎、馬出、両村の土民ともより集りて取出し、油をぬりて、それより本社の手殿まで行て、道すから争ひとる事あり。是を取得たる年は、其村の田穀のなりはひ豊饒なりとて、両村の者共争ひぬるさまいとをかし。此祭今に至て絶す。」と記されており、江戸時代中期以前にはすでに本行事が行われていたことがわかる。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

報告(1)「旧九州芸術工科大学環境画像棟ほか4件」の国登録答申について

文化財活用課

南区大橋に所在する「旧九州芸術工科大学環境画像棟」ほか4件が令和6年11月22日付で、「造形の規範となっているもの」として、国文化審議会から文部科学大臣に国の有形文化財（建造物）に登録するよう答申された。

- 1 登録名称 旧九州芸術工科大学 環境画像棟、工業音響棟、画像特殊施設棟、音響特殊施設棟、工作工房 計5件
- 2 所在場所 南区塩原4丁目9-1
- 3 構造及び形式、規模（建設／改修年代等）※鉄筋コンクリート造（以下、RC造）

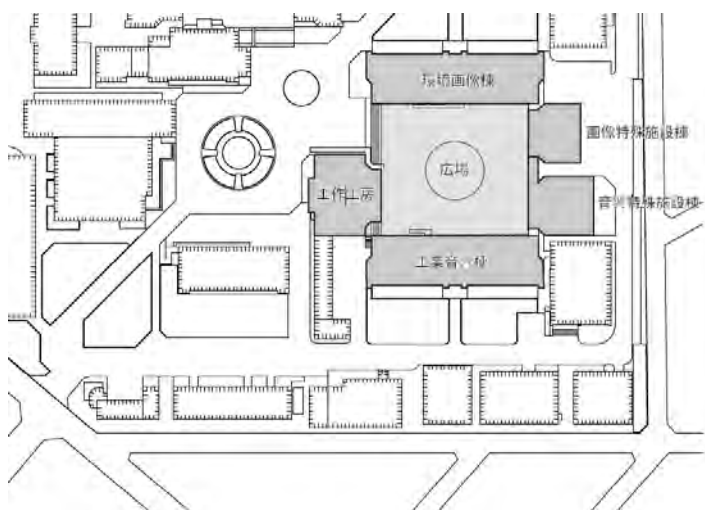
環境画像棟	RC造6階建、建築面積808㎡、広場付（昭和45年／平成26年・令和元年改修）
工業音響棟	RC造6階建、建築面積813㎡（昭和45年／平成26年・令和3年改修）
画像特殊施設棟	RC造3階建、建築面積275㎡（昭和45年／令和元年改修）
音響特殊施設棟	RC造3階建、建築面積372㎡、渡廊下付（昭和45年／令和3年改修）
工作工房	RC造3階建、一部2階建、建築面積486㎡（昭和45年／平成26年改修）
- 4 設計 香山壽夫＋環境設計学科
- 5 所有者 国立大学法人 九州大学
- 6 登録基準

(二) 造形の規範となっているもの

旧九州芸術工科大学環境画像棟ほか4件について、香山壽夫によるキャンパス計画のうち中心的な校舎のひとつであり、広場を囲む大学校舎の配置計画や躯体打放仕上げで造られた幾何学的デザインが評価され、後の大学校舎の造形の規範となっているものとして評価された。



【▲写真2】旧九州芸術工科大学 音響特殊棟

【◀写真1】旧九州芸術工科大学 広場を囲う建物群
全景 西から

【▲図面】旧九州芸術工科大学 配置図

報告(2)「旧大學湯」の国登録答申について

文化財活用課

東区箱崎に所在する「旧大學湯」が令和6年11月22日付で、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」として、国文化審議会から文部科学大臣に国の有形文化財（建造物）に登録するよう答申された。

- | | | |
|---|------|----------------------------|
| 1 | 登録名称 | 旧大學湯（1棟） |
| 2 | 所在場所 | 東区箱崎3丁目17-24 |
| 3 | 建設年代 | 昭和7年（築92年） |
| 4 | 構造 | 木造平屋建 |
| 5 | 種別 | 旧銭湯（現在はコミュニティ・レンタルスペースに活用） |
| 6 | 所有者 | 一般社団法人DGY |
| 7 | 概要 | （一）国土の歴史的景観に寄与しているもの |

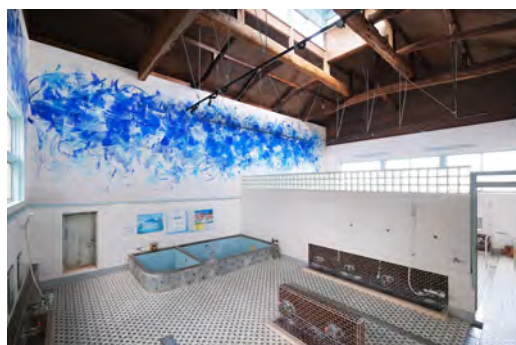
旧大學湯は、古くは宿場町として栄え、旧九州帝国大学の創設を機に学生街として発展してきた箱崎の地で、昭和7年創業から地域住民の生活に欠かせないものとして親しまれてきた銭湯建築の遺構である。平成24年廃業後も現所有者の積極的な活動により保存維持されている。創業当時から掲げる『大學湯』の看板が物語る箱崎の歴史や、昭和初期の洋風な外観、銭湯建築の内部の造りが評価され、箱崎地域の歴史的景観に寄与しているものとして評価された。



旧大學湯 正面 南東から



旧大學湯 内観 番台

旧大學湯 内観
女湯浴室より男湯浴室を望む

旧大學湯 内観 男性脱衣室

福岡市文化財保護審議会 関係条例・規則（抜粋）

1. 附属機関の情報公開

○福岡市情報公開条例（平成 14 年 3 月 28 日条例第 3 号） 抜粋

（附属機関等の会議の公開）

第 38 条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

2. 文化財指定・諮問

○福岡市文化財保護条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 33 号） 抜粋

（指定）

第 25 条 教育委員会は、本市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 29 条第 1 項の規定により県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを福岡市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 29 条第 1 項の規定により県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを福岡市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

（昭和 51 条例 46・平成 17 条例 98・平成 24 条例 37・一部改正）

（諮問）

第 43 条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

(1) 第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により指定を行おうとするとき。

(2) 第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により指定の解除を行おうとするとき。

(3) 第 19 条第 2 項（第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。）若しくは第 4 項（第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 34 条の 2 第 2 項の規定により認定を行おうとするとき。

(4) 第 20 条第 2 項（第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 34 条の 3 第 2 項の規定により認定の解除を行おうとするとき。

(5) 第 34 条の 2 第 1 項の規定により選定を行おうとするとき。

- (6) 第 34 条の 3 第 1 項の規定により選定の解除を行おうとするとき。
 - (7) 第 29 条第 1 項の規定により選択を行おうとするとき。
 - (8) 第 35 条第 1 項の規定により登録を行おうとするとき。
 - (9) 第 36 条第 1 項の規定により登録の抹消を行おうとするとき。
- (昭和 51 条例 46・一部改正、平成 24 条例 37・旧第 36 条繰下・一部改正)

3. 文化財保護審議会

○福岡市文化財保護条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 33 号）抜粋

第 7 章 文化財保護審議会(昭和 51 条例 46・改称、平成 24 条例 37・旧第 6 章繰下)
(設置等)

第 42 条 教育委員会に福岡市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(昭和 51 条例 46・一部改正、平成 24 条例 37・旧第 35 条繰下・一部改正)

○福岡市文化財保護条例施行規則（昭和 48 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号）抜粋
(審議会)

第 13 条 条例第 42 条第 1 項に規定する福岡市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数は、20 人以内とし、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(昭和 51 教規則 12・平成 24 教規則 6・一部改正)

(会長及び副会長)

第 14 条 審議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前項の規定により職務代理をする副会長の順序は、会長があらかじめ定めるところによる。

(昭和 51 教規則 12・一部改正)

(専門調査委員)

第 15 条 教育委員会は、特別の事項を調査させるため審議会に専門調査委員を置くことが

できる。

2 専門調査委員は、教育委員会が委嘱する。

3 専門調査委員の任期は、特別の事項の調査が終了するときまでとする。

(昭和 51 教規則 12・一部改正)

(会議)

第 16 条 審議会の会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭和 51 教規則 12、令和 6 教規則 9・一部改正)

(庶務)

第 17 条 審議会の庶務は、経済観光文化局文化財活用部文化財活用課において処理する。

(昭和 51 教規則 12・昭和 53 教規則 12・平成 3 教規則 7・平成 24 教規則 6・平成 31 教規則 7・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 4 月 1 日教規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日教規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 28 日教規則第 7 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日教規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日教規則第 7 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 24 日教規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市内指定文化財区分別件数一覧

令和7年2月10日 現在

区 分		国指定		県指定		市指定		合 計	
		件数	員数	件数	員数	件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物	9	9	11	11	16	16	36	36
	絵 画	13	18	6	27	18	45	37	90
	彫 刻	11	32	13	17	20	40	44	89
	工芸品	(3) 20	22	15	22	21	21	56	65
	書跡・典籍 ・古文書	(1) 12	812	6	47	32	1,453	50	2,312
	考古資料	(1) 10	2,792	16	37	57	1,226	83	4,055
	歴史資料			2	4,806	6	273	8	5,079
	小 計	(5) 75	3,685	69	4,967	170	3,074	314	11,726
無形文化財		1	17	7	11	2	2	10	30
民俗文化財	有 形			17	115	14	246	31	361
	無 形	2	2	7	7	21	21	30	30
	小 計	2	2	24	122	35	267	61	391
記念物	史 跡	14	20	5	5	14	20	33	45
	名 勝					2	2	2	2
	天然記念物	2	2	3	3	4	865	9	870
	小計	16	22	8	8	20	887	44	917
合 計		(5) 94	3,726	108	5,108	227	4,230	429	13,064

※()内は国宝(国指定の内数)

令和5年度履歴

- 令和5年 6月 1日 市指定有形文化財(彫刻)「木造千手観音菩薩立像」ほか2件を、県指定に伴い解除
- 令和5年 6月27日 国指定重要文化財(古文書)「嶋井家文書」を1件781通 指定
- 令和5年 8月 3日 市指定有形文化財(歴史資料)「嶋井家資料」781点を、重文指定に伴い解除
- 令和6年 3月21日 市指定有形文化財(絵画)「絹本着色仏涅槃図」(称名寺所蔵)1件 指定
- 令和6年 3月21日 市指定有形文化財(絵画)「絹本着色仏涅槃図」(東長寺所蔵)1件 指定
- 令和6年 3月21日 市指定有形文化財(彫刻)「木造二天王立像」(東長寺所蔵)1件 指定

福岡市内登録文化財区分別件数一覧

令和7年2月10日 現在

区 分		国登録		市登録		合 計	
		件数	員数	件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物	50	50	21	21	71	71
	美術工芸品						
	小 計	50	50	21	21	71	71
無形文化財		—	—				
民俗文化財	有 形						
	無 形	—	—	24	24	24	24
	小 計			24	24	24	24
記念物	遺 跡						
	名勝地	1	1			1	1
	動物、植物及び地質鉱物 関係						
	小計	1	1	0	0	1	1
合 計		51	51	45	45	96	96

令和5年度履歴

●令和5年 8月 7日 国登録有形文化財(建造物)「旧柴田家住宅主屋」1件 登録

令和6年度履歴

●令和6年 8月15日 国登録有形文化財(建造物)「旧九州帝国大学正門及び塀」1件 登録

●令和6年12月 3日 国登録有形文化財(建造物)「冷泉荘(旧八木アパート)」1件 登録